

# 8月19日(火)告示

# 松前町議会議員選挙

## 投票日

# 8月24日(日)

# 7時～20時

9月5日任期満了に伴う、松前町議会議員選挙が8月24日(日)に行われます。皆さんの代表を選ぶ大切な選挙です。必ず投票しましょう。

### 投票できる方は

20歳以上の日本国民であるという要件のほかに、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

松前町選挙人名簿に登録されているのは、次の要件を満たしている方です。

①昭和58年8月25日以前に生まれた方

②平成15年5月18日以前から住民基本台帳に記載されている方(他の市町村からの転入者にあつては平成15年5月18日以前に転入届をした方)

### 郵便による不在者投票制度

身体障害者手帳の交付を受け、それぞれの障害の程度が次の1か2に該当される方は、自宅で投票(郵便投票)ができます。

1 両方の足、体幹もしくは移動機能の障害で、手帳に1級もしくは2級と記載されている方。

2 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸もしくは小腸の障害で、手帳に1級もしくは3級と記載されている方。

### 立候補予定者

### 事前説明会

事前説明会を次のとおり行いますので、立候補予定者の方は必ずご出席ください。

日時 8月6日(水) 10時～

場所 役場3階大会議室

※障害の程度が上記と同程度でありながら、手帳の記載が明らかでない場合は、その障害の程度を証明した知事の書面が必要です。

※投票するためには、郵便投票証明書(有効期間7年)が必要です。

※投票用紙の請求期限は投票日前4日(8月20日(水))までです。

